



目 次

規 則	ページ
◎高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例 施行規則	1
◎高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における 県税の課税免除に関する条例施行規則	7

規 則

高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則
をここに公布する。

令和3年8月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第54号

高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例（令和3年高知県条例第23号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(製造業用設備等の取得価額の合計額)

第2条 条例第3条第1項第3号の製造業用設備等（同項に規定する製造業用設備等をいう。以下同じ。）の取得価額の合計額（次項において「取得価額の合計額」という。）は、事業所ごとに、かつ、事業の用に供した日の属する年又は事業年度の異なるごとに算定した製造業用設備等の取得価額を合計した額とする。

2 取得価額の合計額は、前項の規定によるほか、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 一の事業所の所在地が過疎地域のうち市町村計画に記載されている産業振興促進区域とその他の地域とにまたがり、かつ、当該事業所の大部分が過疎地域のうち市町村計画に記載されている産業振興促進区域内にある場合 当該事業所に係る製造業用設備等の取得価額を合計した額

(2) 工場用地を一団地として取得することが困難であったこと等のため一の事業所に係る製造業用設備等を過疎地域のうち市町村計画に記載されている産業振興促進区域内における

2以上の場所に設置している場合 当該2以上の場所に設置した製造業用設備等の取得価額を合計した額

(3) 既存の設備の取替え又は更新のために製造業用設備等の新設又は増設をし、当該新設又は増設により生産能力が従前に比して相当程度以上増加した場合 当該生産能力が増加した部分の製造業用設備等の取得価額（取得等が異なる年又は事業年度にわたって事業の用に供した場合の特例）

第3条 一の事業計画のもとにした製造業用設備等の取得等（条例第3条第1項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）が異なる年又は事業年度にわたる場合は、当該製造業用設備等について全部が完成するまで事業の用に供することができないもの（当該製造業用設備等が一連の製造工程をなすもので当該製造業用設備等の全部が完成するまでに事業の用に供したものを含む。）に限り、当該製造業用設備等の全部を事業の用に供した日の属する年又は事業年度において当該製造業用設備等の取得等をしたものとして、条例第3条及び第4条の規定を適用する。

(課税免除の届出手続等)

第4条 条例第5条の規定による事業税の課税免除の届出は別記第1号様式又は別記第2号様式による届出書に、同条の規定による不動産取得税の課税免除の届出は別記第3号様式による届出書によらなければならない。

2 条例第3条第1項の規定の適用を受ける者は、前項に規定する届出書（課税免除の措置を受ける最初の年又は事業年度に係るものに限る。）に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 別記第4号様式による課税免除の要件等に関する明細書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

3 事業税について条例第3条の規定の適用を受ける者が第1項に規定する届出書を提出した後において、当該事業税に係る修正申告書を提出し、又は更正若しくは賦課額の変更を受けたことによって課税免除額を変更すべき事由が生じた場合は、別記第5号様式による届出書を速やかに県税事務所に提出しなければならない。

(課税免除等の通知)

第5条 県税事務局長は、前条の届出があったときは、これについて承認又は否認の決定をし、当該届出をした者に対して、事業税にあつては別記第6号様式から別記第8号様式までにより、不動産取得税にあつては別記第9号様式によりその旨を通知するものとする。

(課税免除の措置の承継)

第6条 条例第3条第1項の規定の適用を受ける者が死亡した場合又は同項の規定の適用を受ける法人が合併若しくは分割（当

該課税免除に係る事業を承継させるものに限る。）をした場合は、その相続人又は合併後存続する法人、合併により設立した法人若しくは分割により当該課税免除に係る事業を承継した法人（次項において「承継人」という。）に対して、条例第4条第1項第1号に規定する課税免除の適用期間の残存期間中引き続き課税免除の措置を行うものとする。

2 前項に規定する課税免除の措置に係る承継人は、別記第10号様式による事業承継届出書に、当該課税免除に係る事業を承継した原因を証する書類又はその写しを添え、当該課税免除に係る事業を承継した日から30日以内に県税事務所に届け出なければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則（第4条及び第5条を除く。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。
(経過措置)

3 第6条第2項の規定による課税免除の措置に係る事業の承継の届出期限が、市町村計画が定められた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の末日までに到来するものにあつては、同項の規定にかかわらず、同日を当該届出期限とする。

別記

第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所 (所在地)
氏名 (名称)

事業税課税免除届出書

高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例第5条の規定により、事業税の課税免除について次のとおり届け出ます。

課税免除の届出の年又は事業年度	年 月 日		操業開始の日の属する年又は事業年度	年 月 日		税目	個人事業税 法人事業税
	年	月		年	月		
区分	課税免除前の申告 (課税) 額		課税免除額		課税免除後の申告 (課税) 額		
	①		②		①-②		
税率	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	
	千円	円	千円	円	千円	円	
100							
100							
100							
計							
備考							

注 課税免除の措置の適用を受ける最初の年又は事業年度に係る届出のときは、次に掲げる書類を添えてください。

- 1 課税免除の要件等に関する明細書 (別記第4号様式)
- 2 事業所全体の平面見取図 (取得等をした部分を明示してください。)
- 3 事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- 4 法人税法施行規則 (昭和40年大蔵省令第12号) 別表十六 (一) 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」又は別表十六 (二) 「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し等製造業用設備等を事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類
- 5 製造業用設備等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度及びその前年又は前事業年度の営業報告書又は決算書
- 6 事業所の所在地を示す地図

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所
氏名

個人事業税課税免除届出書

高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例第5条の規定により、畜産業又は水産業に係る個人事業税の課税免除について次のとおり届け出ます。

事業種目	年度													
課税免除の措置の適用を受ける年度	年度													
課税標準額	円		税額	円										
課税免除の要件														
区分	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
就労延べ日数	事業主及び同居の親族の就労日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	①													ア
その他の者の就労日数	②													
	①+②													イ
ア	=	備考												
イ														

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所（所在地）
氏名（名称）

不動産取得税課税免除届出書

高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例第5条の規定により、不動産取得税の課税免除について下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 土地

事業用の家屋の敷地である土地の所在地	地番	地目	地積		取得価額	アのうち事業用の家屋の敷地となった地積
			ア	ア		
			m ²		円	m ²
土地の取得年月日	年 月 日	事業用の家屋の建築着手年月日	年 月 日			

2 家屋

事業用の家屋の所在地	家屋番号	種類	構造	延べ床面積			用途	取得価額	取得年月日
				1階	1階以外	計			
				m ²	m ²	m ²		円	年 月 日
備考									

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 課税免除の要件等に関する明細書（別記第4号様式）
- 2 事業所全体の平面見取図（取得等をした部分を明示してください。）
- 3 取得等をした建物平面図（求積を記入したもの）
- 4 土地の切図に取得等をした建物の平面位置を記載した図面
- 5 事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- 6 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表十六（一）「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」又は別表十六（二）「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し等製造業用設備等を事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類
- 7 製造業用設備等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度及びその前年又は前事業年度の営業報告書又は決算書
- 8 事業所の所在地を示す地図
- 9 1から8までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

第4号様式（第4条関係）

課税免除の要件等に関する明細書

年又は事業年度	
氏名又は名称	

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の業種	
主要な生産品目	
増加生産額	百万円
取得等の区分	新設 ・ 増設 ・ 改修
取得等に係る製造業用設備等の操業開始年月日	一部操業 年 月 日
	全部操業 年 月 日
青色申告書の提出の有無	有 ・ 無
取得等に係る製造業用設備等の取得価額の合計額	円

(裏面)

取得等に係る製造業用設備等の取得価額等の明細	製造業用設備等の種別	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価額	特別償却の有無	備考
		年 月 日	年 月 日	円		

第5号様式 (第4条関係)

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所
氏名

事業税課税免除額修正届出書

高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則第4条第3項の規定により、事業税の課税免除に係る届出又は決定について次のとおり修正の届出をします。

届出年月日又は決定番号及び決定年月日		第 号		年 月 日	
課税免除の届出の年又は事業年度	年 月 日	操業開始の日の属する年又は事業年度	年 月 日	税目	個人事業税 法人事業税
	年 月 日		年 月 日		
区分	修正届出課税免除額 ①		既届出 (決定) 課税免除額 ②		差引き課税免除額 ①-②
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額
税率	千円	円	千円	円	千円
100					
100					
100					
計					
修正届出書の提出理由	1 課税免除前の申告額又は課税額の変更 2 案分率の変更 3 その他 ()				
修正届出課税免除額の基礎	区分	課税免除前の申告又は課税に係る課税標準額			案分率
	税率	千円			
	100				
	100				
	100				
計					

注 修正届出書の提出理由が「2 案分率の変更」の場合は、知事が別に定める「課税免除届出所得金額に関する明細書」を添えてください。

第6号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

事業税課税免除決定通知書

年 月 日付けで届出のありました事業税の課税免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

年又は事業年度	年 月 日		年 月 日		税目	年度	
	年	月	年	月		事業税	
区分	申告額（課税額）		課税免除届出額		免除率 $\frac{④}{③} = ②$	課税免除決定額	
	課税標準額 ①	税額	課税標準額	税額		課税標準額 ①×②	税額
税率	千円	円	千円	円	千円	円	
100							
100							
100							
計							
課税免除額に関する 明細	事務所又は事業所		計算基礎				
	名称	所在地	県内の事務所又は事業所の従業者数の合計	取得等をした製造業用設備等に係る従業者数	人	人	
	計				③	④	
備考							

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第7号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

個人事業税課税免除決定通知書

年 月 日付けで届出のありました畜産業又は水産業に係る個人事業税の課税免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

事業年度	年 月 日		税目	年度			
	年	月		個人事業税			
課税額	課税免除届出額		免除率	課税免除決定額			
課税標準額 ①	課税標準額	税率	税額	$\frac{④}{③} = ②$	課税標準額 ①×②	税率	税額
千円	千円	$\frac{4}{100}$	円	千円	$\frac{4}{100}$	円	
課税免除額に関する 明細	当該事業に係る事務所又は事業所		計算基礎				
	名称	所在地	県内の事務所又は事業所の従業者数の合計	過疎地域のうち市町村計画に記載されている産業振興促進区域にある県内の事務所又は事業所の従業者数			
			人	人			
	計			③	④		
自家労力比率	当該事業に係る延べ労働日数 ア	当該事業に係る自家労働日数 イ	$\frac{イ}{ア} =$				
	日	日					
備考							

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第8号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

事業税課税免除額修正決定通知書

年 月 日付で届出のありました事業税の課税免除額の修正については、次のとおり決定しましたので通知します。

年又は事業年度	年 月 日		年 月 日		税目	年度		
	年	月	日	年		月	日	事業税
区分	修正届出課税免除額		修正決定課税免除額 ①		既決定課税免除額 ②		差引き課税免除額 ①-②	
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
100								
100								
100								
計								
修正決定理由								

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第9号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

不動産取得税課税免除決定通知書

年 月 日付で届出のありました不動産取得税の課税免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

届出不動産						
土地	所在地	地目	地積	用途		
			m ²			
家屋	所在地	種類又は用途	構造	延べ床面積		
				1階	1階以外	計
				m ²	m ²	m ²
決定内容						
土地	課税免除前の税額 ①		課税免除による軽減額 ②		課税免除後の税額 ①-②	
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
	千円	円	千円	円	千円	円
家屋	課税免除前の税額 ①		課税免除による軽減額 ②		課税免除後の税額 ①-②	
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
	千円	円	千円	円	千円	円
備考						

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1） 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第10号様式（第6条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

承継人 住所（所在地）
氏名（名称）被承継人 住所（所在地）
氏名（名称）

事業承継届出書

高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則第6条第1項の規定により事業税の課税免除の措置の適用を受ける事業を承継しましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業種目	
承継した事業場等の名称	
承継後の事業場等の名称	
事業を承継した年月日	年 月 日
事業を承継した理由	
承継した事業の操業開始年月日	年 月 日

- 注 1 事業を承継した原因を証する書類又はその写しを添えてください。
2 事業を承継した日から30日以内に届け出てください。

高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年8月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第55号

高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第52号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（課税免除の届出手続）

第2条 条例第5条の規定による課税免除の届出は、別記第1号様式による届出書により、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- （1）別記第2号様式による課税免除の要件等に関する明細書
（2）前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

（課税免除等の通知）

第3条 県税事務所長は、前条の課税免除の届出があったときは、これについて承認又は否認の決定をし、当該課税免除の届出をした者に対して、別記第3号様式によりその旨を通知するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例（令和3年高知県条例第23号）附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる課税免除の措置については、この規則による改正前の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例施行規則の定めるところによる。

別記
第1号様式（第2条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

届出者 住所（所在地）
氏名（名称）

不動産取得税課税免除届出書

高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例第5条の規定により、不動産取得税の課税免除について下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 地域経済牽引事業計画の承認年月日： 年 月 日

2 土地

地域経済牽引事業施設の用に供する家屋の敷地である土地の所在地	地番	地目	地積		取得価額	アのうち地域経済牽引事業施設の用に供する家屋等の敷地となった地積
			ア			
			m ²		円	m ²
土地の取得年月日	年 月 日	地域経済牽引事業施設の用に供する家屋の建築着手年月日	年 月 日			

3 家屋

地域経済牽引事業施設の用に供する家屋の所在地	家屋番号	種類	構造	延べ床面積			用途	取得価額	取得年月日
				1階	1階以外	計			
				m ²	m ²	m ²		円	年 月 日
備考									

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 課税免除の要件等に関する明細書（別記第2号様式）
- 2 事業所全体の平面見取図（建物の建設をした部分を明示してください。）
- 3 建設をした建物平面図（求積を記入したもの）
- 4 土地の切図に建設をした建物の平面位置を記載した図面
- 5 事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- 6 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表十六（一）「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」又は別表十六（二）「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し等地域経済牽引事業施設を事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類
- 7 地域経済牽引事業施設を事業の用に供した日の属する年又は事業年度及びその前年又は前事業年度の営業報告書又は決算書
- 8 事業所の所在地を示す地図
- 9 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に係る申請書類及び知事の承認書の写し
- 10 地域未来投資促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業に係る確認申請書類及び主務大臣の確認書の写し
- 11 土地の売買契約書及びその領収書の写し
- 12 1から11までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

第2号様式（第2条関係）

課税免除の要件等に関する明細書

年又は事業年度	
氏名又は名称	

事業所の名称			
事業所の所在地			
事業所の業種			
主要な生産品目			
増加生産額	百万円		
地域経済牽引事業施設の操業開始年月日	一部操業	年 月 日	
	全部操業	年 月 日	
地域経済牽引事業施設の用に供する家屋等及びその敷地の取得価額の合計額	円		

(裏面)

地域経済牽引事業施設の用に供する家屋等及びその敷地の取得価額等の明細	地域経済牽引事業施設の用に供する家屋等及びその敷地の種別	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価額	特別償却の有無	備考
		年 月 日	年 月 日	円		

第3号様式 (第3条関係)

第 年 月 日

様

県税事務所長 印

不動産取得税課税免除決定通知書

年 月 日付で届出のありました不動産取得税の課税免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

届出不動産						
土地	所在地	地目	地積	用途		
			m ²			
家屋	所在地	種類又は用途	構造	延べ床面積		
				1階	1階以外	計
	m ²	m ²	m ²			
決定内容						
土地	課税免除前の税額 ①		課税免除による軽減額 ②		課税免除後の税額 ①-②	
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
	千円	円	千円	円	千円	円
家屋	課税免除前の税額 ①		課税免除による軽減額 ②		課税免除後の税額 ①-②	
	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
	千円	円	千円	円	千円	円
備考						

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分取消の訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消の訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 審査請求及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。